

う)へ県警本部では「よその県に比べ、『悪書』の指定が少ない」というが、「言論の自由を侵す」と県議会などでは反対論もある。また去る三月、私鉄のスタンドなどを調べたら、「『悪書』を買うのは、青少年よりもむしろ三、四十歳の男が多い。おとなが『悪書』を家庭に持ちこんでいる」という結果が出た」

群馬(書籍雑誌小売商組合が「不良雑誌はこどもに売らない。立ち読みもさせない」と申合せ、これらの本は県が決めた赤い帯封を巻き、一目で『悪書』とわかるようにしている)埼玉(『悪書』に指定された本は、やはり赤帯を巻く。婦人会、青少年団体などの組織を通じて「赤帯追放運動」を呼びかけ、読書週間を中心に十一月いっぱい運動をつづける)

滋賀(児童福祉審議会が音頭をとり、不良雑誌の販売自粛運動を実施中。しかし、県警本部では「近県で自由に売られているので効果が半減する。一地方だけの『悪書追放』では成果が上がらない」という。また青少年問題協議会などが県立図書館と手をつなぎ、良書普及運動をくりひろげている)

鹿児島(県条例が施行されてから一年半。『悪書』に指定された約四十種の雑誌、週刊誌は、本屋の店頭にはほとんどみられないようになった。ただ観光地が多いため列車、旅館などに『悪書』を読み捨てていく旅行者がそうとうあり、それがクズ屋からまわりまわって古本屋、貸本屋の店頭に……というケースがあるという)

青少年条例を活用した官民一体の悪書追放運動が広がっていたことがわかる。

2

## 二 東京都青少年条例制定をめぐる動き(六〇年代半ば)

### 青少年条例制定の動きが浮上

東京都でも、青少年条例制定の動きが浮上してきた。

『警察研究』六四年一〇月号に、東京都青少年問題協議会の委員で、警視庁防犯部長だった吉武辰雄が「東京都青少年の健全な育成に関する条例の制定経過とその周辺」という報告を書いている。直接の当事者ではあるが、経過を(意見を全然挿まずに述べた)というので、吉武の説明をベースに、経緯を追ってみる。

条例制定のきっかけは、六三年一〇月、東京・台東区中学校PTA連合会の都議会請願だった。(少年の目に映る、誇張された性的、犯罪的社会悪を助長するような映画、その他娯楽施設の悪い宣伝文、看板等が公然と社会の中に、ほうり出されている現在、どうしても行政面の措置をまたざるを得ない。また、全国的に見て二十数府県にわたって、青

少年の保護条例が設置されているという状況から見ても、この条例が、如何に強く望まれているかが明確なのである」と訴えるものだ。さらに、東京母の会連合会は、東龍太郎都知事や警視總監などに陳情をした。

ただし、出版労連の三〇年史『出版労働者が歩いてきた道』（高文研、八八年）では、「法務省・警察庁治安関係者連絡会」なる組織が東京に条例制定を勧告したとしている。また、同書では、各地で悪書追放に立ち上がった書店は警察の「指示」や府県のてこ入れを受けていたとし、甲府書籍商組合の不良雑誌締め出しの報道と相まって、都条例の制定が動きはじめたのは「あまりにもタイミングが合っていた」と記す。警察・行政と新聞の連係プレイを臭わせた記述だ。また東京新聞元記者の長谷川卓也は、母の会のほか台東区のPTA連合会も「警視庁へ」条例をつくって悪書を取り締められ」と要望、同庁は具体的な検討に着手したが、その骨子は「青少年への有害性」の判定を東京都公安委員会に一任して取り締まるものだ」と伝えられた（『最近の猥褻出版』三一書房、七九年）と記録している。警察庁は六〇年三月、「少年警察活動要綱」を制定していた（六九ページ参照）。

これらの動きに、書籍協会の「出版の自由と責任に関する委員会」は六三年一月五日の会議で、東京都の青少年条例は「中央立法」につながるおそれがあり、絶対に制定を排除しなければならぬ」として、他の出版業界団体とともに対策を進めることになった。立

法に中央も地方もないものの、出版業界では、（地方）条例の積み重ねによって、法律にまとめられ、出版規制が行われるのではないかとみていたことから、法制化ではなく中央立法という言い方がなされるようになっていた。書籍協会の呼びかけの結果、雑誌協会、取次協会、小売全連の四団体で組織する出版倫理協議会（出倫協）が二月二日に発足した。発足声明は、へわれわれ出版四業者団体は、近來青少年の非行化に関連して起った低俗出版物の追放問題に対処するため、ここに「出版倫理協議会」を結成し、それぞれにおいて従来の倫理活動を継続すると共に、さらに相たずさえて適切な対策を推進することにした。／いうまでもなく、そのような類の出版物は、わが国出版物の全量からみれば、きわめて僅少である。しかしわれわれは、出版事業の社会的役割に鑑み、これを出版業界全般の問題として取りあげ、改善を自主的に行なう反面、一段と良書の出版および普及に努め、四者の協力態勢によって一つには青少年保護育成の世論にこたえ、一つには出版の自由と責任を守ろうとするものである」という文面だった。業界自ら「低俗出版物」という用語を認めてしまった弱点を抱えての出発であった。

請願は一月、都議会総務首都整備委員会で採択され、知事は一二月、青少年問題協議会に条例制定の可否を諮問した。

青少協は六四年四月まで協議を行った。吉武の記録では、自民党都議の委員は「青少年

を不良化さす傾向が多いので法で規制する以外道はない)〈環境の浄化が徹底すれば問題はないが、長い間叫ばれてきても徹底しないので何らかの措置が必要である〉と主張し、社会党都議の委員は〈子供だけ律しても何にもならない。それ以前に大人として為すべき仕事があるのではないか。少年法や児童福祉法との関係、あるいは憲法問題もあるので、充分に検討して結論を出しても遅くない〉などと意見を述べたという。そのほかの委員からは、それぞれ〈私は東京都が条例をもたないことを誇りに思っている。何が故に他県にさががけ青少年問題のぶざまを露呈するのか〉(映倫事務局長)、〈少年非行の原因は種々あるが、環境が非常に悪影響を与えている〉(先ず、環境浄化の条例を制定すべきである) (東京家裁少年部首席調査官)、〈条例制定は好ましくない。ただし若し制定するならば愛護を中心としたものを望む〉(都教育委員) などの意見が出された。

結局、反対意見や消極意見がありながら、「有害出版物等の排除の措置」などを求める答申が知事に提出されることになる。

### 反対運動も活発化

一方、反対運動も活発化する。吉武辰雄は、最初は出倫協による青少協委員への陳情だったと記憶するとして、陳情の内容を紹介する。〈少数業者による、一部の出版物のうち

に、低俗出版物があり、これらについて規制措置が問題化していることは、業者としては遺憾に思っている〉〈これら一部僅少の出版物を規制するための措置が、全般の言論出版の自由に累を及ぼさないよう良識ある判断を懇願する〉という趣旨だったとした。〈後に此の団体の責任者の方々とわたくしは何回か会って、直接の陳情を受けているが、結論自主規制で必ず目的は達し得るから、委せて欲しいというものであった〉とも付け加えた。出倫協の陳情書を確認すると、当初は法的規制をやめてほしいと「懇願」する文面だった。しかし、制定案が明確になるにつれて、構成団体の書籍協会は「絶対反対」、小売全連の加盟団体である東京都書店組合も「法規制に関してはあくまで反対しその削除を要求する」といった声明を発表することになる。

六四年一月二五日には、第十一回子供を守る文化会議実行委員会から陳情があった。吉武は〈これは、／「青少年の保護のための条例は、言論、出版、思想の自由を侵し、憲法違反につながるもので、子どもの人権をふみにじるものであるからこれを制定しないように」／というものでかなり激越な調子である。伝えられるところによると、この実行委員会の席上、社会党、共産党の都、区議員団と、出版労協(日本出版労働組合協議会)、自由法曹団、日高教(日本高校教職員組合)、新婦人の会(新日本婦人の会)、民青(日本民主青年同盟)などの諸団体との間に話し合いが持たれた結果、「青少年保護育成条例を阻止するた

めの連絡会議」が結成され、各加盟団体が、自主的に条例反対運動を強化することを申合せたと書かれている」と書いた。都議会に制定案が提出された六月には、反対運動は盛り上がり、都議会には、何度も数百人規模の陳情があったという。

〈反対理由も、最初の出版関係者の陳情の内容より、一段と政治色、イデオロギーが濃厚になつてきた〉〈憲法違反、人権蹂躪じゅうりゃん、検閲の復活、教科書の国定化、一九七〇年の安保改定、憲法改悪のための治安体制の強化を図つての条例制定だ、といった宣伝が極めてし烈に繰り返されてきた〉と、警察らしい分析もなされていた。

ただ、吉武が挙げた団体とともに、五〇年代半ばの悪書追放運動で「活躍」した日本子どもを守る会も、条例制定反対運動に取り組んでいた。法律家団体や女性団体、あるいは児童文学者や研究者の団体、マスコミ関連労組、教職員組合などが連名した四月三日付の「二五団体共同意見書」では、その意見書提出団体の筆頭格だった。会長の羽仁説子は、都議会の聴聞会で条例制定に反対を訴えることになる。

もちろん出版業界も総力戦だった。吉武は、反対運動が〈組織的に激しかったのは他にあまり例を見ないところであつた〉と振り返っていたが、憲法研究者の奥平康弘は〈東京の場合、全国に販売・頒布されるほぼ九割の出版物が作成される場所柄、これに対する規制いかんによっては出版界にとって死活問題になりうる。そこで条例制定には業界として

断固反対の立場を対峙させたのも無理からぬものがある〉(『青少年保護条例・公安条例』)

「青少年保護条例の沿革」学陽書房、八一年)と指摘している。

提出された条例案は、吉武から見ると、へ1 規制対象業者の自主規制に関する規定を設けたこと。／2 不健全な図書類の規制につき、先ず知事の指定により、一般的な義務を課し、之に違反した者に対して警告を行い、警告に従わず更に違反を続けるものに対して初めて罰則を適用すること〉が〈目新しい規定〉だった。

#### 都議会で青少年条例を可決

六四年七月六日の都議会本会議では、社会党都議が「五五年一〇月議会で、時の江口総監は、条例制定は警視庁の権限ではないと答えたにもかかわらず、今回警視庁は、条例制定に主導権を握っている。いつから権限が拡大されたのか」と質問、警視総監が「すでに二三道県でこの種の条例が制定され、かなりの成果を上げており、運用に弊害も認められない」と答え、積極推進の立場を明らかにした。

一方、公明会(後の公明党)はこの日の本会議で、条例制定に反対と表明した。

審議が付託された総務首都整備委員会の構成は、自民党八名、社会党四名、公明会二名、共産党一名で、自民党から出ている委員長は採決に加わらないことから、賛成・反対が

半々と拮抗していた。会期末の七月二〇日になっても結論が出ず、条例制定案の審議未了を理由に、会期は二七日まで延長された。二四、二五日の両日には、聴聞会を開いて参考人九人の意見を聞き、(主婦連の)増淵氏の如く、「本条例案は寧ろ遠慮し過ぎて、最低の規制しかしていないので物足りない。現実を直視するなら条例は絶対必要である」というものや、内藤功氏(弁護士)の如く、「この条例案はオイコラ警察の復活で、育成の名の下に強大な権力を知事に与えるもので許せない。青少年の選択の自由を奪い、見ザル聞かザル、言わザルの三猿状態に迫らむものだ」との反対意見もあつた(吉武)という。ほかに、東京大学法学部教授の伊藤正己(後の最高裁判事)、出版労協の役員(中央公論社労組出身)らが反対の立場で参考人となった。

最終日の二七日、(委員会)は殺気だった空気が流れていた。廊下には大勢の組織の人々がシブプレヒコールを繰り返し、傍聴席も満員で、騒然たる中、小山委員が質疑打ち切りの動議を出すや、更にけわしい状態を迎えた。直後に、公明会は修正案を提出。(1) 立入調査をする者から警察官を除く。(2) 審議会の運用の中で、自主規制をやっている関係団体の意見を聴く。(3) 不良出版物等の認定基準にある粗暴性、恐怖感<sup>おそれ</sup>は拡大解釈される虞<sup>おそれ</sup>があるので除く(吉武)というものだった。

採決動議が出され、社会・共産の委員五名が反対し、残りの九名が賛成。委員長が成立を宣言したところ、(反対委員は委員長席に詰め寄り、廊下の人々も部屋に雪崩れこみ大混乱となつた)。その後、本会議が開かれ、公明会の修正案が可決・成立し、一〇月一日の施行が決まった。吉武は、警察の関与が弱まったことに悔しさをにじませつつ、(政治色やイデオロギーを超えた協力があつていい)と訴えた。

新聞各紙は、「強行採決」と見出しを立てるも、「条例が骨抜きになった」と報じている。『朝日新聞』は社説で(青少年条例は)気休めにすぎないにしても、気休めを必要とするのが、現在の青少年問題の実態である(七月二九日付)と書いた。

出版倫理協議会の布川角左衛門議長は七月三〇日、(出版物の取り扱いが規制の対象に含まれたことは、真に慚愧に堪えない)(運用面を十分監視しなければならない)という談話を発表した。新条例では、「不健全」指定だけでなく、「推奨図書」制度が設けられた。一方、異議申立の制度は置かれなかった。「運用面」を危惧するのは当然だった。以後、「不健全」図書指定が行われるようになって、「推奨図書」の指定には業界側が協力せず、今日まで「阻止」されることになる。

### 「不健全」図書の指定

東京都は六四年十一月、はじめて八点の「不健全」図書の指定を行った。業界側は対策

を講じ、自主規制団体の意見を聞くという条項を根拠に一二月、東京都青少年対策部と懇談会を開き、都から提示された指定候補誌三点に対して、指定の必要ななどと主張したものの、青少年健全育成審議会はすべて指定と決定した。業界側の主張は無視されたかっこうだ。ただ、懇談会は「諮問図書に関する打ち合わせ会」として毎月定期開催となった。

その後も都の強硬姿勢は変わらず、雑誌協会未加盟の出版社の雑誌の指定に限られていたものが、大手出版社の発行する一〇〇万部近い「婦人雑誌」も指定候補となりかねない雲行きとなったり、「不良図書が後を絶たない」「指定図書の販売制限が厳守されていない」などと強く申し渡されたりしたため、六五年五月には出版業界は具体的な自粛策をとるところまで追い込まれた。連続三回ないしは年五回、「不健全」指定された雑誌類を出倫協が検討して「帯紙措置」を施すなどとした自主規制の申し合わせだ(八七ページ参照)。

さらに、警察や地方からの圧力も強まった。六六年一月、都県の条例担当者が集まる関東甲信越静地区青少年保護条例制定都県連絡会議で、東京都の条例以外にも対応する自主規制措置を求められた。続けて六七年二月に、警視庁防犯少年課が六六年中に一二タイトルの雑誌が条例制定都県で延べ三四三五件「有害」指定されたと発表。このなかには雑誌協会加盟社のものも含まれていた。

結局、出倫協は、各都道県である一定数の指定数になった雑誌を「要注意取り扱い誌」

として書店に通知し、それぞれの書店が取り扱いの停止や販売上の配慮を強めるなどの措置を取ることを決定。六月には、警視庁の資料を参考にして、累計三〇回以上指定されていた一六誌を要注意誌に指定した。以後、累計指定回数を見直しつつ、半期ごとに要注意誌の発表が行われるようになった。多くの成人向けのマンガ誌も常に対象になっていた。ただ、六七年に社会党・共産党の推薦で美濃部亮吉りゆうきちが都知事になって以降、東京都は謙抑的な姿勢をとるようになり、その雰囲気は鈴木俊一都政の末期まで引き継がれた。

### 悪書追放運動の拡大

悪書追放運動は、さらに熱狂的な方向に向かっていった。

成人映画を一八歳未満に見せたため、静岡県青少年条例に違反したとして映画館主と切符係が書類送検されたという『朝日新聞』(六六年五月二五日付)の記事の脇に、悪書、家へ持込まないで 追放に「白いポスト」お目見え」という見出しの記事が載っていた。へ二十四日、東京の国電巢鴨駅出札口に高さ一メートルほどの「白いポスト」がすえ付けられた。子どもに見せたくない雑誌や本はこのポストに——とポッカーリ開けた大きな口。地元の巢鴨母の会が作った「悪書ポスト」で、通勤の車中で読むのを禁止できぬまでも「せめてわが家へは持込まないで」という母親の切なる願いという。／チラシ五千枚を配

って呼びかけたが、「差出人」もポツポツ現れ、いまに山手線の各駅に作る、とお母さんたちは意気こんでいた」

写真には、着物姿でたすきを掛けた高齢女性ら三人が写っていた。

山手線各駅に「白ポスト」を設置したいという彼女らの希望は、間をおかず実現する。一〇月一日付の『朝日新聞』は、警視庁少年一課が東京母の会連合会に協力して、白ポストをつくり、都内の主な駅四四カ所に取りつけることになったと報じた。へこの白ポストは高さ一・五メートルの郵便ポストのようなもので、少年に見せたくない不良雑誌などを投込むようになっていた。一日午前十時半東京・霞ヶ関の警視庁前からポストをトラックに積み、各方面に配る。また、これに並行して上野、池袋両駅前では母の会会員が「読まない、見せない、売らない」の「三ない運動」の街頭呼びかけを行う」という記事だ。

地域によって「やぎの箱」「ヒツジの箱」「悪書ポスト」などと呼ばれた白ポストは、六三年に兵庫県尼崎市で、ドラム缶を白く塗って街角に置いたのがはじまりとみられ、『読売新聞』茨城版〇九年一〇月一日付、「白ポスト 曲り角?」、その後、全国に普及する。しかし八〇年代になると減少し、最後に私が白ポストを見たのは、〇一年のことだった。自民党の「青少年社会環境対策基本法案」(後述)の制定を求める署名を岐阜県の大垣市役所が町内会を使って集め、人口一五万人のうち九万人以上が署名に応じたという事件を

取材に行ったときだ。ポストの正面には「少年を良い社会の中で育てましょう」というスローガンが書かれ、側面には「大垣市明るい青少年都市市民会議」と「大垣市青少年輔導センター」の名前があった。ポストを覗いてみると、菓子パンのものとおぼしき包装紙や読み終えた新聞紙が丸めて捨てられていただけだった。

全国の青少年育成団体やPTA、婦人団体、教化団体、経済団体などが結集し、国や都道府県の条例担当者らが協力するかたちで、青少年育成国民会議が結成されたのは、六六年五月のことだった。関係業種として、書籍協会や雑誌協会、新聞協会などのマスコミも構成団体に加わった。結成大会には一五〇〇人が集まり、首相の佐藤栄作をはじめ、総務長官、自治大臣、文部大臣らも来賓として参加した。佐藤は次のように挨拶した。

「私は、かねてから「次代を担う青少年を健全に育成することは、国家社会に課せられた重大な責務であり、国政の基本である」と考えておりますが、青少年育成国民会議の発足を大変力強く感ずるとともに、今後の活動に期して待つべきものがあると存じます」(政府といたしまして、青少年の健全育成に対してあらゆる努力と援助を惜しまないことを明らかにいたします)(青少年育成国民会議「青少年育成国民運動の回顧と展望」一九九六年)

翌六七年には「出版物と青少年に関する懇談会」を開催、七三年以降「青少年と映画、出版物、広告物に関する懇談会」「青少年と環境に関する懇談会」と名称を変えて、毎年、

育成者や都道府県の職員らと関係業界との意見交換が持たれるようになった。全国には、都道府県民会議や市町村民会議が結成され、その事務局の多くは役所内に置かれた。官製の市民団体が市場に出回る出版物を監視する態勢ができ、これらの関係者が業界団体に自粛を要求する場として機能することになる。

東京都の青少年条例の制定は、全国で二七番目、ないしは二八番目とされている。その後、千葉、島根、徳島、大分、愛媛と追随し、六〇年代後半には全国的に定着した。このことを背景に、青少年条例の積極活用の動きが現れてくる。

### 三 マンガ・劇画ブームと規制の強化(六〇年代後半から八〇年代前半)

#### 「ハレンチ学園」「アシユラ」等へのバッシング

六〇年代の終わりごろには、『少年マガジン』『少年サンデー』『少年ジャンプ』『少年チャンピオン』などの少年マンガ誌が隆盛を誇るようになってきた。性や暴力は重要なテーマとなり、マンガは子どもだけのものではなくなっていた。『ガロ』や『COM』は、

作品性の高いマンガで読者を掴み、一方で、リアルな表現によって劇画誌も人気を博した。社会に異議申し立てする全共闘の学生らの間で「右手に(朝日)ジャーナル、左手に(少年)マガジン」というフレーズが流行<sup>は</sup>ったのもこのころだ。

なかでも『少年ジャンプ』は、永井豪の「ハレンチ学園」が牽引して少年マンガ誌トップの部数に迫る勢いだった(連載終了翌年の七三年八月に、『少年マガジン』を抜いて部数トップに)。「ハレンチ学園」は、六八年から連載がはじまり、女性の裸やスカートまくりの場面があったり、教師が性的に放縱な人物として描かれたりと、物議を醸す作品だった。大人たちからはバッシングを受けるようになり、ついに、三重県四日市市の中学校長会は学校からの追放を決議し、県に対して「有害」図書にするよう働きかけるといふ動きまで現れた。校長会が動いたというのも、学校を舞台にした児童的な表現のみならず、教師批判の臭いを嗅ぎとったという一面もあったからだろう。

竹内オサムによると、三重県青少年保護審議会と青少年育成県民会議は、連名で集英社に「俗悪本を発刊しないよう」要望書を送り、県下の校長会やPTA、婦人会にも追放の協力を呼びかけたという。

特定の連載マンガが問題視され、掲載したマンガ誌が次々と「有害」図書に指定される“事件”も七〇年に起きた。ジョージ秋山の「アシユラ」を掲載した『少年マガジン』は



【著者】

長岡義幸 (ながおか よしゆき)

1962年福島県生まれ。フリーランス (インディペンデント) 記者。国立福島工業高等専門学校卒業、早稲田大学第二文学部編入後、中退 (除籍)。出版業界紙『新文化』記者を経てフリーランスに。主な著書に『出版時評ながおかの意見 1994-2002』(ポット出版)、『出版をめぐる冒険』(アーク出版)、『「わいせつコミック」裁判——松文館事件の全貌!』『発禁処分——「わいせつコミック」裁判・高裁篇』(ともに道出版)、『出版と自由』(出版メディアパル) などがある。Eメールアドレス: BXQ01050@nifty.ne.jp

平凡社新書 556

マンガはなぜ規制されるのか

「有害」をめぐる半世紀の攻防

発行日——2010年11月15日 初版第1刷

著者——長岡義幸

発行者——坂下裕明

発行所——株式会社平凡社

東京都文京区白山2-29-4 〒112-0001

電話 東京 (03) 3818-0746 [編集]

東京 (03) 3818-0874 [営業]

振替 00180-0-29639

印刷・製本——株式会社東京印書館

装丁——菊地信義

© NAGAOKA Yoshiyuki 2010 Printed in Japan

ISBN978-4-582-85556-2

NDC 分類番号023.8 新書判 (17.2cm) 総ページ264

平凡社ホームページ <http://www.heibonsha.co.jp/>

落丁・乱丁本のお取り替えは小社読者サービス係まで  
直接お送りください。(送料は小社で負担いたします)。

少年問題——大人のオモチャだった『青少年』(橋本健午、明石書店、〇二年)などを参考に  
にした。橋本健午さんには、育成者側や出版業界にかかわる貴重な文献を提供いただき、  
活用した。また、本文では一部に、『「有害」コミック問題を考える』(標沼弘敏名義)や  
『誌外戦——コミック規制をめぐるバトルロイヤル』(コミック表現の自由を守る会編、創出  
版、九三年)、および『創』『出版ニュース』『別冊宝島』『サイズ』などで執筆した記事  
(年表を含む)をベースにしたところがある。

本書の刊行は、東京都で「非实在青少年」規制が持ち上がった際、平凡社の及川道比古  
さんに青少年条例の問題性を新書にできないかと相談したのがきっかけだった。その結果、  
マンガを切り口にしたことで、より身近な問題として、永年の課題である青少年条例を典  
型にした図書規制と子ども(青少年)差別の一端をまとめることができた。及川さん、橋  
本さん、宮台真司さんをはじめ、取材への協力、資料の提供、示唆的な助言などをしてく  
ださった方々、貴重な記録を残してくれた先達らに感謝したい。そして、この本の印刷・  
製本・流通・販売に携わる方々、読者のみなさまにも、あらかじめお礼申し上げたい。  
なお、引き続き、横暴な図書規制と子ども差別を追及していくことを記しておく。

二〇一〇年一〇月一〇日

長岡義幸